



2009年3月10日

各 位

東京都品川区南大井六丁目25番3号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号: 9424)
問合せ先 常務取締役 CFO 福田 尚久
電話 03-5767-9100 (代表)

**行使価額修正条項付第1回新株予約権（第三者割当て）の取得及び消却、
行使価額修正条項付2回新株予約権（MSワラント）（第三者割当て）の発行並びに
コミットメント条項付き第三者割当て契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成19年12月6日に公表いたしました「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当て）及び行使価額修正条項付第1回新株予約権（MSワラント）（第三者割当て）の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当て契約の締結に関するお知らせ」（以下、「当初プレスリリース」という）のとおり、平成19年12月21日に、メリルリンチ日本証券株式会社（本社：東京都中央区。以下「メリルリンチ」という）に対して、行使価額修正条項付第1回新株予約権（MSワラント）（第三者割当て）（以下、「第1回新株予約権」という）を発行いたしました。このうち、現在未行使残高として存在する30,000株分の第1回新株予約権について、平成21年3月10日付の取締役会決議により、発行要項及び会社法第273条、第274条の規定に基づいてメリルリンチからその全部を取得したうえで消却し、改めて、取得・消却した新株予約権と同数の30,000株分の新株予約権を第2回新株予約権（第三者割当て）（以下、「第2回新株予約権」という）としてメリルリンチに発行することを決議いたしました。なお、第2回新株予約権についても、第1回新株予約権と同様に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、その概要を含めて、下記のとおりお知らせします。

これは、第1回新株予約権の行使価額の下限行使価額が31,700円に設定されているものの、当社の直近の株価が20,000円台になっていることから、必要なタイミングで必要な資金を獲得する方法として利用できない状況になっているため、未行使残高である30,000株分の新株予約権を、直近の株価に基づいて、実質的な書き換え手続きを行うことで、機動的な資金調達方法を準備するものです。

記

1. 第1回新株予約権の取得及び消却

- (1) 新株予約権者
メリルリンチ日本証券株式会社
- (2) 発行日
平成19年12月21日
- (3) 発行した新株予約権の数
1,000個（1個につき目的となる株式数は40株）

- (4) 発行価額
新株予約権 1 個あたり 13,000 円 (総額 13,000,000 円)
- (5) 行使済新株予約権の数
250 個
- (6) 取得する新株予約権の数
750 個
- (7) 取得価額
新株予約権 1 個あたり 13,000 円 (総額 9,750,000 円)
- (8) 取得及び消却日
平成 21 年 3 月 25 日

2. 第 1 回新株予約権の取得及び消却並びに第 2 回新株予約権の募集の背景及び目的

(1) 今回の取得及び消却並びに募集の背景について

当社は、1996 年の創業時から、法人向け携帯電話サービスの提供により、現在 MVNO (Mobile Virtual Network Operator、仮想移動体通信事業者) と呼ばれている事業モデルを生み出しました。しかし、音声通話サービスを提供する「音声 MVNO」であったため、実質的には再販事業の性格が強く、収益率は非常に低い状態にとどまっていた。この音声 MVNO については、戦略的縮小を継続して現在に至っています。

その後、PHS 事業者である株式会社ウィルコム (当時 DD I ポケット株式会社) との接続により、世界で初めて「データ通信 MVNO」事業を開始しました。

データ通信 MVNO は、付加価値を付ける余地の乏しい音声 MVNO とは異なり、多様な顧客ニーズに合致したデータ通信サービスを開発し、提供することで、他社サービスとの差別化を実現することができる事業です。また、同事業では、当社と株式会社ウィルコムとの相互接続点における帯域幅に基づいて課金する帯域幅課金方式により、一定の帯域幅に基づくネットワーク使用料を支払い、当該帯域幅の使用効率を高めることで、収益力を高めることができます。当社は、この、データ通信サービスの成長率及び収益率の実績等により、2004 年 3 月期を基準期として 2005 年 4 月に大阪証券取引所へラケレス市場に上場しました。

当社は、その後 3 年間、データ通信 MVNO をより発展させるため、第 3 世代携帯電話 (以下、「3G」という) ネットワークを使用した MVNO サービスを提供することを目指し、携帯電話事業者各社との 3G 通信網の調達に注力してまいりましたが、2008 年 8 月に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (以下、「ドコモ」という) と 3G ネットワークの相互接続契約を締結し、同月から、暫定的なレイヤー 3 接続による MVNO サービスの提供を開始しました。現在は、MVNO がネットワークをコントロールできる自由度がより高いレイヤー 2 接続によるサービス提供に向けて準備を進めており、これが実現すれば、これまで以上に、お客様のご要望に応じた最適なネットワーク環境を提供することができるようになります。

MVNO 市場は 2015 年に 2 兆円規模の産業になる可能性があるとの見方もあるなか、MVNO の先駆者である当社には、様々な事業機会が広がっています。

当社がこれらの事業機会を見極め、機動的に取り組んでいくためには、中期的に、必要な資金を柔軟かつ機動的に調達することのできる道筋を確保しておくことが必要です。当社は、このような目的で、当初プレスリリースのとおり 2007 年 12 月 21 日に第 1 回新株予約権を発行し、メルリンチとの間でコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結しました。

2008年8月12日には、当初の目的どおり、第1回新株予約権のうち10,000株の機動的な行使により752百万円を調達し、ドコモの3Gネットワークを利用したMVNOサービスを実現するための設備投資資金に充当することができました。

残る30,000株分の新株予約権については、メリルリンチによる行使を停止した状態を継続し、今後の資金調達ニーズに対応するためにその残高を保持していましたが、昨今の経済情勢の悪化に伴う金融商品市場の下落・低迷により、当社株価は第1回新株予約権の下限行使価額を下回って推移しており、事実上行使ができない状況が継続しています。

また、第1回新株予約権では、メリルリンチによる空売りが行われなかったことを担保するため、当社及び当社大株主とメリルリンチとの間で株券貸借についての契約を締結しない仕組みとしていましたが、2009年1月5日から実施された株券電子化により、振替制度の対象とならない新株予約権については行使から新規記録までの日数が従来に比べより多く必要となったことから、本年1月5日以降は、メリルリンチによるつなぎ売り（注）に充当するための貸株契約を締結しなければ、行使ができない状況になっておりました。

そのため、第1回新株予約権については、必要な資金を機動的に調達する目的で発行し、10,000株について達成したものの、残る30,000株について、当初の目的を達成できない状況にあります。当社では、この問題を解決するため、今回、第1回新株予約権の残高の全てを取得及び消却し、これに代えて残高と同数の第2回新株予約権を、株式会社証券保管振替機構を振替機関とする振替新株予約権として発行することといたしました。

これにより、第1回新株予約権と同様、メリルリンチによる空売りが行われなかったことを担保した仕組みとなります。

（注） つなぎ売り・・・新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で当該株式と同一銘柄の株式の売り付けを行うこと

（2）今回の募集の目的

今回の第2回新株予約権の発行は、上記のとおり、平成19年12月21日に発行した第1回新株予約権が事実上行使できないものとなっている事態を解決するため、第1回新株予約権の取得・消却と併せた発行であり、その意味で新たな発行ではありません。したがって、第2回新株予約権の募集の目的は、第1回新株予約権と同様に、今後の事業機会に向けて中期的に必要な資金を柔軟かつ機動的に調達するため、今回の資金調達方法を選択し、決定したものです。

なお、第2回新株予約権の発行条件については、下限行使価額が再度設定されることにより、従来より低い行使価額により当社株式の希薄化が生じる可能性はありますが、その他の条件は、2年間の行使期間、行使価額修正条項、当社による行使指定等を含め、ほぼ第1回新株予約権と同様となっています。

第2回新株予約権は、行使可能期間が2年間の行使価額修正条項付き新株予約権をメリルリンチに割当ててのものです。当社はメリルリンチに対し、新株予約権を行使することができない期間を指定する権利、及び、一定数までの行使を強制する権利を有します。当社は、向こう2年間の資金ニーズについて、当該時点での株価を考慮しながら、その時点における他の資金調達方法及びその資金調達コストと、新株予約権の行使による当社株式の希薄化とのバランスを保ちつつ、運用を図ってまいります。これにより、将来的に株価が上昇する局面では、現時点での時価発行に比べて低い希薄化率での資本調達をすることが可能となりますので、そのような運用を意図しています。

3. 資金調達方法の選択理由

今回の第2回新株予約権の発行は、上記のとおり、平成19年12月21日に発行した第1回新株予約権が事実上行使できないものとなっている事態を解決するため、第1回新株予約権の取得・消却と併せた発行であり、その意味で新たな発行ではありません。したがって、資金調達方法の選択理由も従来と同様であり、本項の記載は、当初プレスリリース「2.(2)第1回新株予約権の発行について」とほぼ同一です（本項中、当初プレスリリースと異なる箇所は下線を付しています）。

第2回新株予約権は、メリルリンチによる「エクイティ・コミットメント・ライン」と呼ばれるプランであり、当社がメリルリンチに対し、行使可能期間を2年間とする新株予約権を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチによる新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。なお、当社は、メリルリンチに割当てる第2回新株予約権の全部または一部について、行使することができない期間を指定する権利を有しています（注1）。また逆に、一定数までの行使を強制することのできる権利を有しています（注2）。これにより、当社は、今後2年間を目安に、その時点での当社株価に基づいた機動的な資金調達を行うことのできる道筋を確保することができます。

行使価額修正条項が付された新株予約権は、一般に、発行日から3～4ヶ月以内に全数が行使されるケースが多いようですが、当社は、明確に異なる運用を意図しています。これは、第1回新株予約権について、平成19年12月21日に40,000株分を発行したものの、資金需要が生じた平成20年8月までは行使が行われず、行使株式数も10,000株分にとどまっているという行使実績からも明らかです。当社は、前述のとおり、資金ニーズが明確になった段階で、その時点での資金調達方法及びその資金調達コストと、新株予約権の行使による当社株式の希薄化とのバランスを保ちつつ、運用を図ってまいります。（以下削除）

（注1） 当社はその裁量により、第2回新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定する権利（以下、「停止指定」という）を有しています。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも解除することができます。但し、約2年間の行使請求期間のうち最後の1ヶ月間については、停止指定を行うことはできません。

(注2) 当社はその裁量により、第2回新株予約権につき、一定数までの行使を強制する権利（以下、「行使指定」という）を有しています。ただし、当社が一度に行使を強制することができる第2回新株予約権数には一定の限度（当該行使指定の前1ヶ月間における当社株式の1日当り平均出来高数または当該行使指定の前3ヶ月間における当社株式の1日当り平均出来高数のうち少ない方の5日分）があり、複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければなりません。また、当社の株価が一定の水準を下回る場合、未公表の当社インサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等の一定の場合には、当社は行使指定を行うことはできません。なお、当社が行使指定を行った場合には、その都度開示します。

【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴と本スキームを選択した理由】

当社は今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下のような点を総合的に勘案し、本スキームによる資金調達が現時点における最良の選択肢であると判断しました。

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 第2回新株予約権の目的である当社普通株式数は30,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大希薄化株式数は限定されていること。
- ③ 第2回新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、当社が株価上昇のメリットを享受できること。
- ④ 第2回新株予約権に係る払込金額と同額の金銭をメリルリンチに払い戻すことにより、当社は第2回新株予約権者の保有する第2回新株予約権の全部又は一部を取得することが出来ること。
- ⑤ メリルリンチは、第2回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、機関投資家を中心とした販売に努める予定であり、メリルリンチは、第2回新株予約権の権利行使を前提としたつなぎ売り等以外の空売りを目的として、第三者と貸株契約を締結しないこと。
- ⑥ メリルリンチに十分な実績があると認められること。

4. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 第2回新株予約権に係る調達資金	755,730,000円
・ 発行諸費用	6,000,000円
・ 差引手取概算額	749,730,000円

(注) 上記差引手取概算額は、第2回新株予約権の払込金額の総額及び第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、第2回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、第2回新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、第2回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第2回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

今回の第2回新株予約権の発行は、平成19年12月21日に発行した第1回新株予約権が事実上行使できないものとなっている事態を解決するために、第1回新株予約権の取得・消却と併せた発行であり、その意味で新たな発行ではありません。したがって、第2回新株予約権の手取金の使途は、第1回新株予約権の発行時に予定していた手取金の使途がそのまま該当します。

第1回新株予約権発行時の手取金の使途としては、手取概算額を1,758,100,000円とし、同日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の手取概算額390,000,000円と合わせて、①本邦における3G MVNO(Mobile Virtual Network Operator、仮想移動体通信事業者)事業の推進にかかるソフトウェアの開発、ネットワーク設備の増強・改善、ドコモへの設備開発費用負担金支払いなどの設備資金、②米国での事業に使用するソフトウェアの開発、データカード端末の購入などの設備資金、③米国における事業の立ち上げにかかる運転資金、及び残額は本邦での運転資金に充当する予定とし、①に13億円程度、②に3億円、③に2億円程度を予定していました。

しかしながら、第1回新株予約権の行使による調達額は752,000,000円にとどまったため、上記使途のうち、①として予定していた13億円の一部にしか充当できておりません。

今回の第2回新株予約権の発行による差引手取概算額は、市場環境の変化から749,730,000円となりますが、上記により充当できなかった資金使途に充てる予定です。

したがって、上記の差引手取概算額749,730,000円は、主に①3G MVNO(Mobile Virtual Network Operator、仮想移動体通信事業者)事業の推進にかかるネットワーク設備の増強・改善、社内システムの開発、ドコモの接続用設備や接続用ソフトウェアに係る費用等の設備資金等に充当し、②一部を移動端末機器の仕入代金及び米国事業を含む新規事業の立上げ等資金(米国子会社への貸付等)などの運転資金に充当する予定です。金額の内訳としては、現時点では①に約5億円、②に約2億円を想定しています。具体的な金額及び使途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて決定します。

なお、当社が第2回新株予約権の行使を指定した際に行うプレスリリースにおいては、使途を記載します。

(3) 調達する資金の支出予定時期

(2) で記述した①に係る調達資金：平成21年3月から平成23年3月まで

(2) で記述した②に係る調達資金：平成21年3月から平成23年3月まで

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

上記(2)のとおり、今回調達する資金は、当社のMVNO事業の拡大のための設備投資資金及び運転資金に充当する予定であり、本事業の拡大は、今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えています。

5. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結) (単位：百万円)

決 算 期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
売 上 高	4,943	3,996	3,419
営 業 利 益	173	△621	△888
経 常 利 益	113	△599	△1,063

当期純利益	107	△1,272	△1,947
1株当たり当期純利益(円)	495.40	△5,670.57	△8,670.05
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	16,657.01	10,964.11	2,607.45

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	236,056株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	54,507株	18.8%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	54,507株	18.8%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数はストックオプションによる19,307株、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(第三者割当)による3,200株、第1回新株予約権による30,000株、及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(第三者割当)による2,000株を合計したものです。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・日本通信株式会社第2回行使価額修正条項付新株予約権(第三者割当て)

発行期日	平成21年3月25日
調達資金の額	749,730,000円
募集時点における発行済株式数	236,056株
募集時における潜在株式数	当初の行使価額(25,025円)における潜在株式数:30,000株 行使価額上限値はありません。 行使価額下限値は11,375円ですが、行使価額下限値においても、潜在株式数は30,000株です。

(注) 調達資金の額は、第2回新株予約権の払込金額の総額に第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、第2回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第2回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(第三者割当)

発行期日	平成19年12月21日
調達資金の額	390,000,000円
募集時点における発行済株式数	224,455.63株
募集時における	当初の転換価額(125,000円)における潜在株式数:3,200株

る潜在株式数	
現時点における転換状況（行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）：0株 （残高 400,000,000円、転換価額（行使価額） 125,000円）
当初の資金使途	① 本邦における3G MVNO事業の推進にかかるソフトウェアの開発、ネットワーク設備の増強・改善、ドコモへの設備開発費用負担金支払などの設備資金 ② 米国での事業に使用するソフトウェアの開発、データカード端末の購入などの設備資金 ③ 米国における事業の立上げにかかる運転資金
支出予定時期	平成19年12月～平成21年12月
現時点における充当状況	本邦及び米国で当社が顧客サービスに利用するためのソフトウェア、社内システムの開発、ネットワーク設備、移動端末機器の購入ならびに米国での事業立上げにかかる運転資金に充当しています。

・第1回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当て）

発行期日	平成19年12月21日
調達資金の額	1,758,100,000円
募集時点における発行済株式数	224,455.63株
募集時における潜在株式数	40,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：10,000株
当初の資金使途	① 本邦における3G MVNO事業の推進にかかるソフトウェアの開発、ネットワーク設備の増強・改善、ドコモへの設備開発費用負担金支払などの設備資金 ② 米国での事業に使用するソフトウェアの開発、データカード端末の購入などの設備資金 ③ 米国における事業の立上げにかかる運転資金
支出予定時期	平成19年12月～平成21年12月
現時点における充当状況	本邦及び米国で当社が顧客サービスに利用するためのソフトウェア、社内システムの開発、ネットワーク設備、移動端末機器の購入ならびに米国での事業立上げにかかる運転資金に充当しています。

・第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）

発行期日	平成20年5月27日
調達資金の額	395,000,000円
募集時点における発行済株式数	225,325.63株
募集時における潜在株式数	当初の転換価額（200,000円）における潜在株式数：2,000株
現時点における転換状況（行	転換済株式数（行使済株式数）：0株 （残高 400,000,000円、転換価額（行使価額） 200,000円）

使 状 況)	
当初の資金使途	① 3G(第三代携帯電話)MVNO事業の推進にかかるソフトウェアの開発、ネットワーク設備の増強・改善及び端末の仕入れなどの設備資金 ② 米国事業立上げにかかる運転資金
支出予定時期	平成20年5月から平成21年12月まで
現時点における充当状況	本邦及び米国で当社が顧客サービスに利用するためのソフトウェア、社内システムの開発、ネットワーク設備、移動端末機器の購入ならびに米国での事業立上げにかかる運転資金に充当しています。

(5) 最近の株価の状況

平成18年3月期末 (平成18年3月31日終値)	115,000円
平成19年3月期末 (平成19年3月30日終値)	28,700円
平成20年3月期末 (平成20年3月31日終値)	41,600円
直近3か月の終値平均 (平成21年12月9日～平成21年3月9日)	27,902円

(注) 各株価は、大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものです。

6. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成20年9月30日現在)		募集後 (潜在株式未反映)	
エイチエスビーシー ファン ド サービスィズ クライアン ツ アカウント 500 (47,247 株)	20.01%	エイチエスビーシー ファン ド サービスィズ クライアン ツ アカウント 500 (47,247 株)	20.01%
エル ティ サンダ ビー ヴ イー・ビー・エー (34,985 株)	14.82%	エル ティ サンダ ビー ヴ イー・ビー・エー (34,985 株)	14.82%
シティグループグローバルマー ケッツィンク (21,200 株)	8.98%	シティグループグローバルマー ケッツィンク (21,200 株)	8.98%
城野 親徳 (5,900 株)	2.49%	城野 親徳 (5,900 株)	2.49%
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社 (信託口) (5,875 株)	2.48%	日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社 (信託口) (5,875 株)	2.48%
三田 聖二 (2,681 株)	1.13%	三田 聖二 (2,681 株)	1.13%
大阪証券金融株式会社(2,284 株)	0.96%	大阪証券金融株式会社(2,284 株)	0.96%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口) (1,078 株)	0.45%	日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口) (1,078 株)	0.45%
ソシエテジェネラルバンクアン ドトラストシガポールカスト アセットメインアカウントスク リプレス (1,000 株)	0.42%	ソシエテジェネラルバンクアン ドトラストシガポールカスト アセットメインアカウントスク リプレス (1,000 株)	0.42%
木原 海鵬 (950 株)	0.40%	木原 海鵬 (950 株)	0.40%

- (注) 1. 今回の第2回新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、今回の第1回新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主数及び持株比率」を表示していません。
2. 各株主の保有株式数及び持株比率は、平成20年9月30日現在の数値に基づいています。

7. 業績への影響の見通し

今回、第1回新株予約権の取得・消却と第2回新株予約権の発行によって今後の資金調達のための実効的な手段を確保できたことにより、当社は、今後、様々な事業機会に機動的に取り組むことが可能となり、当社の業績に寄与するものと考えています。なお、今回の第1回新株予約権の取得・消却と第2回新株予約権の発行により、本年度発行諸費用6,000千円の営業外費用計上を見込んでいます。

8. 発行条件等の合理性並びに発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

第2回新株予約権の発行要項及び割当先であるメリルリンチとの間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、第2回新株予約権1個の払込金額を金6,640円としました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今後の当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、第2回新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

9. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

①	商号	メリルリンチ日本証券株式会社		
②	事業内容	金融商品取引業		
③	設立年月日	平成10年2月26日		
④	本店所在地	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング		
⑤	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 中山 恒博		
⑥	資本金	98,768,250,000円		
⑦	発行済株式数	1,975,365株		
⑧	純資産	149,351百万円		
⑨	総資産	2,204,572百万円		
⑩	決算期	3月31日		
⑪	従業員数	1,300名		
⑫	主要取引先	機関投資家、政府機関、内外の事業法人・金融法人		
⑬	大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%		
⑭	主要取引銀行	三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行、シティバンク銀行		
⑮	上場会社と割当先の関係等	資本関係	該当事項なし	
		取引関係	第1回新株予約権の割当て	
		人的関係	該当事項なし	
		関連当事者への該当状況	該当事項なし	
⑯	最近3年間の業績			
	決算期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
	営業収益	104,718	123,836	129,824
	営業利益	22,065	14,066	30,032
	経常利益	20,975	13,850	35,145
	当期純利益	7,891	△8,817	14,815
	1株当たり当期純利益(円)	4,495.91	△4,932.17	7,573.13
	1株当たり配当金(円)	—	—	—
	1株当たり純資産(円)	69,132.76	66,044.16	75,607.14

(単位：百万円)

(2) 割当先を選定した理由

第2回新株予約権については、商品性や過去の実績等を総合的に勘案して決定いたしました。

(注) 第2回新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチにより買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当先の保有方針

第2回新株予約権について、当社とメリルリンチとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、第2回新株予約権については、その第三者割当て契約において、譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

また、当社とメリルリンチは、大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第5条、企業行動規範に関する規則の取扱い1(1)～(6)までの定めに基づき、第2回新株予約権(MSCB等)のメリルリンチによる行使を制限するよう措置を講じています。

この制限措置により、メリルリンチは、各暦月において、第2回新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の合計数が平成21年3月25日時点における当社発行済株式総数の10%超となる第2回新株予約権の行使を行うことはできません。ただし、第2回新株予約権の行使価額が、第2回新株予約権の発行決議日における当社普通株式の普通取引の終値以上である場合、または第2回新株予約権の行使可能期間の最終2ヶ月間等の一定の場合においては、メリルリンチは、かかる行使を行うことができます。

制限措置の具体的な定めは、以下のとおりです。

i) メリルリンチは、いずれの暦月においても、当該暦月において第2回新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数の合計が、上場株式数(以下に定義する)の10%を超えることとなる第2回新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」という)を行わないものとする。但し、当社が第2回新株予約権とは別のMSCB等(以下に定義する)で当該MSCB等に係る新株予約権等(以下に定義する)の行使期間が第2回新株予約権と重複するものを発行している場合には、上記の「当該暦月において第2回新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計」を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。(企業行動規範に関する規則の取扱い1(2)(3)に該当する定め)

メリルリンチは、第2回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該第2回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認するものとし、当社は、メリルリンチからかかる確認を受けた場合、直ちに回答するものとする。(企業行動規範に関する規則の取扱い1(5)に該当する定め)

当社は、当社の発行したMSCB等を保有する(メリルリンチ以外の)いかなる者に対しても、制限超過行使を行わせないものとする。(企業行動規範に関する規則の取扱い1(5)に該当する定め)

「上場株式数」とは、大阪証券取引所が平成21年3月25日時点に公表している直近の当社普通株式の大阪証券取引所における上場株式数をいう。但し、当社が、平成21年3月25日より後に、株式分割、株式併合又は株式無償割当て(以下、「株式分割等」という)を行った場合には、メリルリンチに対してこれを書面により直ちに通知するものとし、メリルリンチは当社と協議の上でかかる上場株式数を公正且つ合理的に調整するものとする。(企業行動規範に関する規則の取扱い1(4)に該当する定め)

「MSCB等」とは、当社が第三者割当てによる募集により発行する次に掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権(以下、「新株予約権等」という)の行使に際して払込みをなすべき1株当りの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される株式の取引所有価証券市場における価格(取引所有価証券市場の価格を利用して算出される平均価格、売買高加重平均価格その他の価格を含む。)を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。(企業行動規範に関する規則の取扱い1(1)に該当する定め)

① 転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。)

- ② 新株予約権付社債券（新株予約権付社債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）並びに同時に募集され、且つ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして発行されたものをいう。）
- ③ 新株予約権証券
- ④ 取得請求権付株式（取得請求権の行使により交付される対価が当社の発行する上場株式であるものをいう。）

ii) 上記 i)は、以下に掲げる期間又は場合には適用しない。（企業行動規範に関する規則の取扱い1（6）に該当する定め）

- ① 当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等（以下「合併等」という。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
- ② 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
- ③ 当社普通株式が、上場されている証券取引所において監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
- ④ 第2回新株予約権の行使価額が、発行決議日における当社普通株式の普通取引の終値以上である場合（なお、株式分割等が行われた場合、メリルリンチは、当社と協議の上で本項の基準となる終値を公正且つ合理的に調整するものとする。）
- ⑤ 平成23年1月26日から同年3月25日までの間

（4）株券貸借に関する契約

当社及び当社の大株主とメリルリンチとの間において、株券貸借についての契約はありません。

以 上

(別紙)

日本通信株式会社第2回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称
日本通信株式会社第2回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
平成21年3月24日
3. 割当日
平成21年3月25日
4. 払込期日
平成21年3月25日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 30,000 株とする（本新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は40株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
750 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 6,640 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり 166 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 25,025 円とする。

10. 行使価額の修正

第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の前日まで（当日を含む。）の 3 連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 11,375 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記 3 連続取引日の間に第 11 項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該 3 連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当りの処分株式数} \cdot \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定

める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 21 年 3 月 26 日から平成 23 年 3 月 25 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 6,640 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第 273 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 6,640 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、本新株予約権 1 個の払込金額を金 6,640 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 21 年 3 月 9 日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 10% 上回る額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 五反田支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

■日本通信株式会社 会社概要

社名： 日本通信株式会社（大証ヘラクレス市場：9424）

代表者： 三田 聖二（代表取締役社長）

資本金： 2,672 百万円（2009 年 2 月 28 日現在）

設立： 1996 年 5 月 24 日

事業内容： ●日本初の MVNO（Mobile Virtual Network Operator=仮想移動体通信事業者）
●「インフィニティ・ケア」をサービスコンセプトにした End to End のワイヤレス・データ通信サービスを法人向けに提供
●「どこでもインターネット通信電池」をコンセプトにしたワイヤレス・インターネット接続商品をコンシューマ向けに提供
●ユビキタス社会を実現する「通信電池」を提供、また、新しい通信サービスを各企業と共同で開発

InfinityCare 及び通信電池は日本通信株式会社の登録商標です。文中の社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。